

市県民税申告相談日程表

月	日	曜日	地区名	会場	受付時間	
2	10	火	中央1丁目～5丁目	市役所301会議室	午前9時～午後3時30分	
	12	木	三田ヶ谷・与兵衛新田・日野手新田	三田ヶ谷公民館	〃	
	13	金	弥勒・喜右エ門新田	〃	〃	
	16	月	上村君・下村君・堤	村君公民館	〃	
	17	火	名・常木	〃	午前9時～正午	
	18	水	中手子林・下手子林・神戸・北荻島	手子林公民館	午前9時～午後3時30分	
	19	木	上手子林・町屋・南羽生1・2丁目	〃	〃	
	20	金	南1～8丁目・上羽生	市役所301会議室	〃	
	23	月	下川崎・上川崎・砂山・加羽ヶ崎・下羽生	須影公民館	〃	
	24	火	須影・秀安・南羽生3・4丁目	〃	〃	
	25	水	今泉・発戸・北袋	井泉公民館	〃	
	26	木	藤井上組・藤井下組・尾崎	〃	〃	
	27	金	上川俣・稲子・本川俣・小須賀	川俣公民館	〃	
	3	2	月	上岩瀬・中岩瀬	岩瀬公民館	〃
		3	火	下岩瀬・小松・桑崎	〃	〃
		4	水	上新郷1～5500番地	新郷公民館	〃
		5	木	上新郷5501番地以降	〃	〃
		6	金	下新郷・下新田	〃	〃
9		月	北1～3丁目・東1～3丁目	市役所301会議室	〃	
10		火	東4～9丁目	〃	〃	
11		水	西1～5丁目・羽生	〃	〃	
12		木	予備日	〃	〃	
13		金	〃	〃	〃	
16	月	〃	〃	〃		

市税に関するお問い合わせは、**税務課(内線112～115)**

市県民税の申告は 各地区の相談会場へ

《2月10日(火)から3月16日(月)まで》

申告と納税は期限内に

市県民税の申告受付を、2月10日から3月16日(土・日・祝日を除く)まで行います。

この申告は、市県民税や国民健康保険税などの課税資料や所得証明などの基礎資料として必要になります。正しい申告をお願いします。

市では、申告される方の便宜と混雑を緩和するため、次の日程で各地区ごとに申告相談・受け付けを行います。指定された日時・会場で申告をお願いします。

申告書はご自分で記入を

市では、「自書記載・自書申告」を推進しています。

申告書は「申告の手引き」を参考に、できるだけご自分で作成してください。

申告書を作成する場合、指導・相談も行いますが、ご自分で記入できるところはあらかじめ記入してから、会場にお出かけください。

持参するもの：申告書、給与や年金などの源泉徴収票、その他所得金額が分かる書類、国民年金保険料・生命保険・地震保険の控除証明書、その他控除を受け

よとする書類等、印鑑、筆記用具、計算機

税務署からのお知らせ
にせ税務職員にご注意ください

税務職員を装い、勤務先、携帯電話の番号、取引銀行等を問い合わせる事例や現金などを持ち去る事件が発生しています。納税者の皆様がこのような被害にあわないよう、次の点にご注意ください。

税務職員が電話で問い合わせをする場合、提出いただいた申告書を基にその内容を本人に確認することを原則としています。

税務職員が税務調査を行う場合、質問検査章と身分証明書を携帯しています。家族の方が電話での問い合わせを受けた場合は即答せず、税務職員の所属と氏名を確認し、必ず本人に相談のうえ、回答してください。

不審な点がある場合は、その場で税務署または国税局までお問い合わせください。

所得税から住宅ローン控除額を 控除しきれなかった方は申告が必要です！

税源移譲により、所得税が減額となり、住宅ローン控除可能額が控除しきれない場合があります。

平成11年から18年末までに入居し住宅ローン控除をうけている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

住民税からの控除は 改めて申告が必要です

平成20年以降、住民税からの住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成21年2月10日から3月16日までに、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

提出先

- ・所得税の確定申告をしない方
- ・源泉徴収票を添付して
- ・市の税務課へ提出
- ・所得税の確定申告をする方
- ・所得税の確定申告とともに
- ・税務署へ提出

問い合わせ
税務課(内線112～115)

税理士による 還付申告相談を ご利用ください

税理士会行田支部では、税理士による小額な還付申告相談および申告書の作成を無料で行います。

お近くの税理士事務所または税理士会行田支部事務局へ電話等で事前に確認のうえ、お出かけください。

なお、相談の内容により料金が必要となることもありますので、あらかじめ担当税理士にご確認ください。

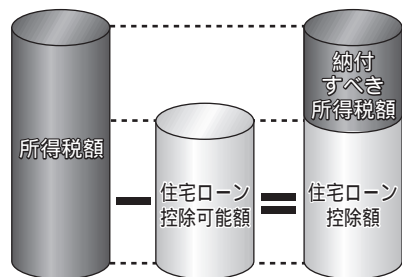
▷日時 2月2日(月)～13日(金)
土・日・祝日を除く

▷受付時間 午前9時30分～午後4時

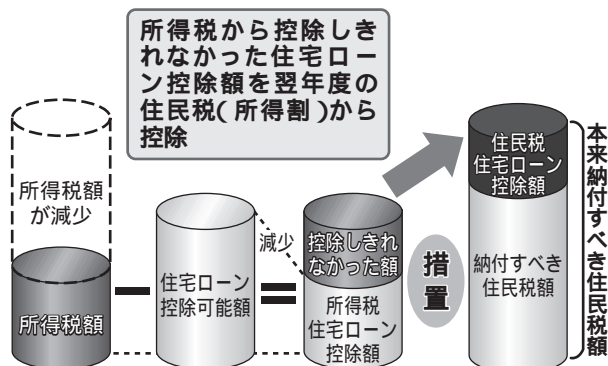
問い合わせ

税理士会行田支部事務局
☎(554)1411

税源移譲前



税源移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少